

令和3年度 井川町住宅リフォーム補助金

	子育て世帯 (持ち家型)	子育て世帯 (空き家※2購入型)	移住・定住世帯 (定着回帰型)	移住・定住世帯 (空き家※2購入型)	断熱改修 (持ち家)	災害復旧 (持ち家)
対象者※1	18歳以下の子2人以上(平成15年4月2日以降に生まれた者)と同居している方(工事完了後に町内に転居する方を含む)	町内の空き家を購入し、令和2年10月1日以降に所有権を取得した(登記をした場合に限る)方で、18歳以下の子(平成15年4月2日以降に生まれた者)と同居する方	実家に戻る等、町内に住所を異動した日が、所有権取得日から3年以内の方	町内の空き家を購入し、令和2年10月1日以降に所有権を取得した(登記をした場合に限る)方で、県外から町内に住所を異動した日が、所有権取得日から3年以内の方	持ち家のリフォーム等工事を行う者	持ち家の災害復旧工事を行う者
補助額	対象工事費用の10% 上限20万円 (千円未満切り捨て)	対象工事費用の15% 上限30万円 (千円未満切り捨て)	対象工事費用の10% 上限20万円 (千円未満切り捨て)	対象工事費用の15% 上限30万円 (千円未満切り捨て)	対象工事費用の10% 上限4万円 (千円未満切り捨て)	対象工事費用の10% 上限4万円 (千円未満切り捨て)
対象住宅	一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅部分が1/2以上の住宅)					
対象工事	①リフォーム・増改築に要する費用(消費税含む)が50万円以上 ②県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの ③令和3年4月1日以降に工事が完了するものであって、かつ令和4年3月18日までに完了実績報告書の提出ができるもの					①自然災害に伴う復旧工事で要する費用(消費税含む)が30万円以上 左の②③は同じ
対象外工事	①公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事 ②門・塀等、いわゆる外構工事(補助対象工事に関わる工事を除く) ③住宅用太陽光発電システムの設置工事 ④その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事					

※1 井川町の特別職の職員で常勤の者、井川町町議会議員、一般職員を除く。

※2 空き家とは、人が居住していた事があり、居住者又は利用者がいない住宅(空き家だったことが証明できるものに限る)で、かつ、建築後10年を経過した住宅(貸家住宅を除く)の事です。

補助金の交付を申請するとき ※補助金の交付申請は工事に着手する前をお願いします。

必要書類	①補助金交付申請書(様式1-1号~1-6号) ②工事請負契約書又は請書の写し ③工事内訳明細書の写し ④補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真 ⑤併用住宅の場合は、住宅部分の延床面積が1/2(住宅用車庫、物置の面積は除く)以上であることがわかる図面 ⑥建築基準法第6条の規定による確認が必要な場合は確認済証の写し及び図面 ⑦住民票謄本(続柄記載)又は戸籍謄本 ⑧住民票謄本又は戸籍の附票 ⑨建物の不動産登記簿謄本、購入した空き家住宅の売買契約書の写し、空き家住宅証明書 ⑩市町村等が発行する被災を証する書面又はその写し ⑪その他町長が必要と認める書類	※子育て世帯のみ ※移住・定住世帯のみ ※空き家住宅購入型のみ ※災害復旧のみ
------	---	--

完了の実績を報告するとき

必要書類	①補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真 ②建築基準法第6条の規定による確認済証の交付を受けた場合は、交付された検査済証の写し ③工事内容の変更により、決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真 ④工事に要した費用に係る領収書の写し ⑤補助金交付請求書(共通様式第4号) ⑥住宅リフォーム等工事後に転居する場合は、転居後の住民票謄本 ⑦材料搬入時の梱包材の写真、納品伝票の写し又は出荷証明書等、使用した断熱材の種類等が確認できる書類 ※断熱改修工事のみ ⑧その他町長が必要と認める書類
------	---

注) 工事前・工事中の写真の撮り忘れにご注意ください。予算がなくなり次第、終了します。
過去に補助金の交付を受けた住宅は申請できません。
完了実績報告書の提出期限：令和4年3月18日(厳守)

問い合わせ先：井川町役場産業課環境整備班 874-4420 有線4464